

# 生活介護事業所 のはら サービス利用契約 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概念や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※当事業所では利用者に対して生活介護サービスを提供します。当サービスの利用は、原則として生活介護の支給決定を受けた方が対象となります。

## 目次

1.	サービスを提供する事業者	2
2.	利用事業所	2
3.	事業所の構造・設備について	2
4.	職員の配置状況	3
5.	主な職種の職務内容と勤務体制	4
6.	営業日及び営業時間等	5
7.	提供するサービスの内容と料金及びその他の費用について	5
8.	サービス利用料金・費用のお支払方法	7
9.	利用者の記録や情報の管理、開示について	7
10.	苦情の受付について	7
11.	非常災害について	8
12.	感染症対策について	8
13.	虐待防止のための措置に関する事項	8
14.	事故発生時の対応	8

社会福祉法人みどりのかぜ

のはら

当事業所は生活介護事業所の指定を受けています。

(事業所番号 0710401506)

平成31年4月1日現在

### 1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人みどりのかぜ
所 在 地	福島県いわき市四倉町大森字民野町 45 番地
電話番号	0 2 4 6 - 3 4 - 2 8 9 5
FAX 番号	0 2 4 6 - 3 4 - 2 8 9 8
代表者氏名	理事長 鈴木 繁生
設立年月日	平成 13 年 10 月 15 日

### 2. 利用事業所

#### (1) 事業所の所在地等

事業所の種類	生活介護 平成 24 年 4 月 1 日指定
サービスの主たる対象者	知的障がいがある方
事業所の名称	の は ら
事業所番号	0710401506
利用定員	30 人
管理者	鈴木 繁生
サービス管理責任者	鈴木由加理
事業所の所在地	〒979-0205 福島県いわき市四倉町大森字民野町 45 番地
電話番号	0 2 4 6 - 3 4 - 2 8 9 5
FAX 番号	0 2 4 6 - 3 4 - 2 8 9 8
開設年月日	平成 24 年 4 月 1 日

#### (2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	利用者が自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供することを目的とします。
運営方針	私たちは、利用者の皆様のできることを応援して、できないことを支援します。

### 3. 事業所の構造・設備について

#### (1) 構造

建物	構 造	鉄骨造り平屋建て
	延べ床面積	529.97 m <sup>2</sup>

#### (2) 設備

施設設備の種類	室数	備考
支援室 1 (ワークスペース)	1 室	可動間仕切りにより 3 つの作業室を 1 つ又は 2 つにすることが可能。
支援室 2 (サポートスペース)	1 室	//

支援室 3 (デイルーム)	1 室	〃
支援室 4(オープンスペース)	1 室	
医務室	1 室	簡易ベッド有
相談室	1 室	
男子更衣室	1 室	
女子更衣室	1 室	
洗面所	1 箇所	その他食堂に手洗い場有
男子便所	1 室	シャワーユニット付 直接更衣室へ出入可能
女子便所	1 室	シャワーユニット付 直接更衣室へ出入可能
多目的便所	1 室	
調理実習室	1 室	
食堂	1 室	
和室	1 室	

(3) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備  
 コピー機による複写料 1 枚 5 円

(4) 当事業所において、施設・設備をご利用いただくにあたり以下の点にご注意下さい。

- ①備えてある備品を無断で持ち帰らないで下さい。
- ②事務室及び会議室には無断で入らないで下さい。
- ③居室、設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
- ④飲酒及び喫煙は禁止となっております。
- ⑤思想、信教は自由ですが、他の利用者及びその家族、事業所に入出入りする人への宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。

#### 4. 職員の配置状況

職 種	員数	常勤		非常勤・嘱託		常勤 換算	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			1	社会福祉士 介護支援専門員 精神保健福祉士
サービス 管理責任者	1	1				1	介護福祉士
生活支援員	11	3	1	5	2	9.7	社会福祉士 3 名 介護福祉士 3 名 精神保健福祉士 2 名 介護支援専門員 2 名
医 師	1				1		他、協力医療機関有

看護師	2	—	2	—	0.7	正看護師 2 名 準看護師 1 名
事務員	2	—	2	—	1.4	全商簿記 2 級
運転手	1	1	—	—	0.6	大型免許 1 名

当事業所では、利用者に対して生活介護サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週 40 時間）で除した数です。

※平成 31 年 4 月 1 日現在、当事業所で配置すべき必要な生活支援員数は 7.6 人となっています。

## 5. 主な職種の職務内容と勤務体制

職 種	勤 務 体 制 及 び 職 務
管理者	正規の勤務時間帯（8：30～17：15） 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに事業所の従業者に対し法例等を厳守させるために必要な指揮命令を行う。
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（8：30～17：15） サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に関することを行うほか、利用申込者の心身の状況等の把握、利用者自立した日常生活に向けた検討、他の従事者に対する技術指導又は助言などを行う。
生活支援員	正規の勤務時間帯（8：30～17：15） 生活支援員は、日常生活上の支援、相談、介護を行う。 ※管理者も兼務として生活支援員に含む。
生活支援員 （非常勤）	生活支援員は、日常生活上の支援、相談、介護を行う。 勤務時間は雇用契約の定めによる。
医師 （嘱託）	嘱託医 木村医院 木村 守和 協力医療機関 こまつ内科 小松正文 医師は、利用者の日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。
看護師 （非常勤）	看護師は、利用者の日常生活上の健康管理に関することを行う。 また、生活支援員も兼務。 勤務時間は雇用契約の定めによる。
事務員 （非常勤）	事務職員は、事業所運営に必要な事務を行う。 勤務時間は雇用契約の定めによる。
運転手 （嘱託）	運転手は、利用者の送迎を安全に行う。 勤務時間は雇用契約の定めによる。

## 6. 営業日及び営業時間等

事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとします。

### ① 営業日

原則、月曜日から金曜日及び第一土曜日とします。

### ② 休所日

第一土曜日を除いた土・日曜日、祝日及び夏期休暇（8月13日～8月16日）

冬期休暇（12月29日～1月3日）

### ③ 営業時間

午前8時30分から午後5時15分までとします。

※利用者の方の生活介護サービス利用時間は午前8時30分から午後3時までとなります。

## 7. 提供するサービスの内容と料金及びその他の費用について

### (1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
個別支援計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した個別支援計画を作成します。また、個別支援計画は定期的（6か月に1回）又は必要に応じて見直します（モニタリング）。
食事の提供	希望により、利用者の身体状況や嗜好に配慮した食事を提供します。
入浴又は清拭	入浴について必要に応じて介助や確認を行います。利用者の心身の状況により、入浴が困難な場合には清拭を行うなど適切な方法で実施します。
排泄	個人個人の状態に合わせて排泄の支援を行います。
着脱衣	衣服の着脱について、適切な支援を行います。
整容	適切な整容が行われるように支援します。
移動	危険回避に留意し、安全な移動を支援します。
相談及び援助	利用者及びその家族からの各種相談に応じ、可能な限り必要な支援を提供します。
作業支援	①事業所内での作業について、希望・適性に応じて必要な支援を行います。 ②作業活動に従事した利用者には、必要経費を差し引いた額を工賃としてお支払いいたします。
余暇活動支援	余暇活動の情報提供及び案内をします。
安全管理	防災管理規程に基づいて、自主点検や職員による避難誘導訓練を行います。
健康管理	緊急時に協力医療機関が対応します。また、医療機関と連携し健康保持のための適切な支援を行います。

服薬管理	職員が薬を保管、管理します。
自己管理	金銭管理・安全面・健康への配慮について支援します。
コミュニケーション	意思の伝達や人間関係の構築について支援します。
情報提供	各種支援制度、支援目標、年間計画等の情報を提供します。
送迎サービス	自主通所ができない場合、希望により送迎を行います。

## (2) サービス料金

	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
サービス利用料金 (1日あたり)	11,440円	8,540円	6,010円	5,410円	4,930円

※事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、障害者総合支援法に基づいて市町村が定めた額を事業者にお支払いいただきます。なお、介護給付費対象サービスでも、代理受領を行わない場合（償還払いの場合も含む）については、一旦全額を事業者にお支払い頂きます。

## (3) 介護給付費支給対象外サービス料金

以下のサービスについては、別途費用をいただきます。

項目	利用料金	備考
給食	実費	食事提供体制加算有
お茶代	月額 350円	
日常生活費及び教養娯楽費	実費	
電気代（個人所有のもの）	実費	
嗜好品	実費	
衣料（作業着、靴など）	実費	
入浴	実費	
手数料	実費	
生産活動・余暇活動に係る経費	実費	
故意による破損補償	実費	
家族会費	月額 700円	のはら家族会費（家族会からの委託）
後援会費	月額 500円	のはら後援会費（後援会からの委託）
手をつなぐ冊子代	月額 300円	購読希望者のみ

\*その他不明なものについては、お尋ね下さい。

\*上記サービス料金及び別途費用については、1ヶ月ごとに計算し、請求させていただきますので指定された日までにお支払いください。

\*お支払方法については「8. サービス利用料金・費用のお支払い方法」をご参照ください。

## 8. サービス利用料金・費用のお支払い方法

前記の料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、指定された日までに以下のいずれかの方法でお支払いください（1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします）。

ア. 窓口での現金支払い

イ. 下記指定口座への振込み

東邦銀行神谷支店 普通預金 1 4 8 4 7 0 のはら 管理者 鈴木 繁生

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：東邦銀行 神谷支店

## 9. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第 8 条第 5 項参照）

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担になります）。

※閲覧・複写ができる窓口業務時間 事業所の休みを除く午前 8：30～17：00

## 10. 苦情の受付について（契約書第 14 条参照）

### （1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けられます。

○ 苦情受付窓口（担当者）

サービス管理責任者 鈴木 由加理（3 4 - 2 8 9 5）

○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日の 8：30～17：00（事業所の休みを除く）

○ 苦情解決責任者

管理者 鈴木 繁生（3 4 - 2 8 9 5）

○ 第三者委員

氏 名	要 件
新妻 寿雄	社会福祉士
藤井ゆかり	評議員

また、苦情受付ボックスをのはら玄関口に設置しています。

### （2）行政機関その他苦情受付機関

○ いわき市役所 障がい福祉課

所在地 福島県いわき市平字梅本 21 番地

電話番号 0246-22-7486

○ 福島県社会福祉協議会（運営適正化委員会）

所在地 福島県福島市渡利字七社宮 111 番地

電話番号 024-523-2943

#### 11. 非常災害について

- (1) 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するものとします
- (2) 事業所は非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

#### 12. 感染症対策について

事業所は、当該事業所において、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

#### 13. 虐待防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとします。

#### 14. 事故発生時の対応

事故が発生した場合には、契約者やその家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大の防止を図るなど必要な措置を講ずるものとします。



年 月 日

生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 生活介護事業所 のはら

説明者 職名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所： \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

利用者の代理人等

(家族・成年後見人等)

住 所： \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印